選挙権の行使は まず名簿から

9月15日現在で…………

選挙権の行使はまず「基本選挙人名簿」に登載されることです。選挙のとき以外は一般的に無関心ですが、選挙のあるなしにかかわらず、毎年九月十五日現在で基本人名簿を調整します。本年もこの基本人名簿を作るため、調査員を任命し、九月一日から中旬頃まで市の選挙管理委員会では、全市にわたって実地調査を行い一人の登録漏れのないよう努力しておりますからご協力ください。

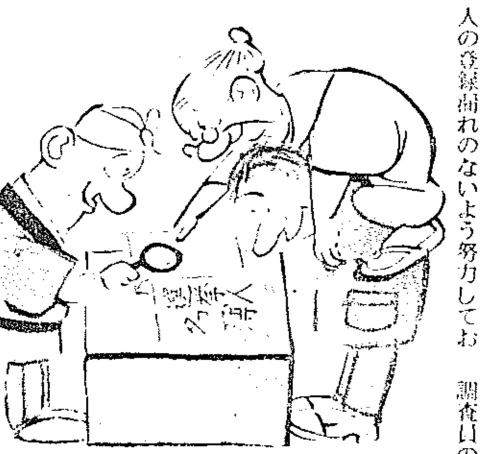

基本人名簿がつくられる

基本選挙人名簿にのる人は

△九月十五日現在で引続き三カ月以上同一市町村に住所をもつ日本人。（本年六月十五日以前から本市に住んでいる人）

△本年十二月二十日で満二十才以上となる人（昭和十六年十二月二十一日までに生れた人）

△禁治産者や、禁錮以上の刑に処せられ服役中のものでない人（欠格条項に該当しない人）

かならず選挙人名簿をたしかめよう

調査日の調査票を基礎にして、基本選挙人名簿は十月三十一日までに調整されます。このようにしてできた名簿に登録漏れや、誤載がないかどうかを確認させるため、十一月五日から十九日までの十五日間、一定の場所でみなさんにおみせすることになっていますから、必ずご覧になって確かめて下さい。万一名簿にのっていないと選挙があっても投票できないことになります。登録もれや誤りがあるのを発見したときは、従覧期間内に文書で選挙管理委員会に異議の申立をし、修正を求めることができます。この名簿は、十二月二十日に確定し、その後一年間効力をもつことになります。

★ ☆ ☆ ★

印鑑条例はこのように改正された

あなたの財産を守るために

九月一日から印鑑条例が改正されました。今度改正された印鑑条例による取扱いは、従来のものよりは相当大巾に変っています。

「印鑑登録ができるもの」

印鑑の登録ができるものは、市内に居住し住民登録または外国人登録により本市に住所を有するもののみで、その他のものや、本籍があっても住所のないものは、登録や証明の取扱はしません。

「印鑑の登録はなるべく本人がすること」

印鑑の登録、証明の手続は本人の出頭主義を原則としています。

勿論代理人による申請もできますが、それには本人が出頭できない理由を証する証明書か、医師の診断書を申請書に添付する必要があります。

また、代理人による申請は、登録申請と同時に印鑑証明書は発行しませんお急ぎのときは、かならず本人が手続をすることが必要です。

「登録の手続には、保証人（一名）が必要」

登録や　登録変更の申請には本市に印鑑登録をしているものの保証がなければなりません。

本市に住所を移して間もない方は保証人に変るものとして前住所地の印鑑証明書を添付すればこれにかえることができます。

「メクラ判や、一文判は登録できない」

登録のできる印鑑は、氏名、氏、名、または氏および名の一部を組合せたもので、例えば山田一郎であるならば、「山田一郎」、「山田」、「一郎」または氏と名の組合わせの「山一」。「田郎」などです。

2、ゴム印など印影の変化しやすいものは登録することができません。

3、判の大きさは一辺の長さ八ミリの正方形より大きく、長さ二十ミリの正方形までのものでないと登録できません。

4、メクラ判や、一文判の登録はできなくなり、現在登録されているものは三十八年八月末までに変更登録をしなければなりません。

「印鑑がき損、紛失したときは…」

登録してある印鑑（実印）を紛失したり、盗難にあったり、き[illegible]すぐに印鑑[illegible]を提出する必要があります。

「印鑑の証明は…」

印鑑がき損、磨滅などのため照合が困難であるとき、印影が明らかでないとき、本人の意志によらないと認められるときなどは印鑑証明は発行されません。

「代理人の申請には必ず自署した委任状が必要」

代理人に委任する場合は委任した者と委任を受けた被委任者は、それぞれ自署押印した委任状を提出する必要があります。

なお委任状には五円の収入印紙を貼布することが必要です。

印紙の有無は、委任状の効力には変りはないけれど、貼布しないと印紙税法により処罰されます。

「[illegible]人による申請などは照会により確認します」

[illegible]印鑑、[illegible]とか、証明に[illegible]あるときは[illegible]照会[illegible]行為を[illegible]することがある。

とくに代理人による登録申請の場合には必ず本人の意志を確認してから証明書を発行します。確認による解答が十五日以内にない場合は、登録しない規定になっていて、もちろん証明もできません。

⊙印鑑簿は閲覧に供しません。

⊙実印は大切に保管し、みだらに他人に貸与すべきものではありません。

⊙夫婦、親子の間でも本人でない限り代理人の取扱になります。

⊙実印一つで財産が動きます。盗難や紛失しないよう充分気を付ける必要があります。

[illegible]により幾分むつかしくなったと思われる方があると思いますが、あなたの財産を守るためのものです。これが本当に最大のサービスであって、なにもサービス過剰がサービスというものではありません。一般多くの良心的な人々には、時代逆行と思われるかも知れませんが、若しものことを基礎として定められているものですから、ご了承下さい。

不審の点は市民課窓口記録係までお問合せ下さい。

農村近代化の資金融通制度の利用を

農業近代化資金関係法案は第三回国会で審議未了となりましたが、これにともなう善後措置要領が制定され融資されることになりました。

この制度は、農業経営の近代化を進めるために必要な生産施設などの整備拡充をはかるための資金の利子補給や、債務保証などに対して助成をおこなうというのがその趣旨であり、その大きな特徴は、今までの農業改良資金と、農林漁業金融公庫の施設資金の一部を統合したもので、都道府県の制度金融も、この仕組みの中で運用されることが期待されています。

つぎに、その貸付対象となる事業は、畑作営農改善、畜産振興、農業振興、農業機械化促進、協同経営促進などで、個々の対象施設は、農舎、畜舎、果樹棚、サイロ、農機具、みかん、茶、乳牛、小規模な土地改良など、いろいろな建物、設備永年作物、家畜を含んでいる。そして変っているのは、畜舎サイロ、家畜といった一連のものを、同じ条件で貸付けるセット融資も考えられており、共同利用施設についても、倉庫や加工場なども該当しています。

これらの融資を[illegible]分に利用することを考えて下さい。

貸付対象と、その利子は別表のとおりです。なお貸付の最高限度は、個人施設については二百万円以内ですが、農業生産法人などには一千万円。共同利用施設については、五千万円以内ということです。

また、近代資金度は、今後の農業経営に資する重要な施策であり、大いに歓迎すべきであるが、現行制度の問題点を二・三、参考までに列記します。

一、負担利子がまだ高率である。

二、融資期間の延長。

三、借入れ手続の簡易化。

なお、詳細については農協にお問合せ下さい。

（別表）

資金の種類	貸付利率	償還期限	借入申込先
農業用施設	年七分五厘以内	十五年以内 据置三年以内	各地区農協
農機具購入	〃	七年以内 据置二年以内	〃
果樹植栽	〃	十五年以内 据置三年以内	〃
家畜購入（肥育を除く）	〃	五年以内 据置二年以内	〃
耕地 防風林	年五分五厘以内	十五年以内 据置三年以内	〃
小土地改良	年五分以内	十五年以内 据置三年以内	〃

農業の選択的拡大の必要性

農業基本法では、農業の選択的拡大ということを強調しているが、これは米麦中心の農業から、畜産、果樹、園芸（経営を多角化してもうかる農業へもってゆこうという趣旨である。こうしたわが国農業の構造変化が要請されるのは、食生活が米飯中心から洋風へと変化しており、これまで不足がちだった米も、生産県では、ヤミ米が配給価格を下回っており、また麦は過剰のため減反を要求されている半面、牛乳や肉は生産が消費におっつけないという現状である。したがって、わが国の農業は、生産構造を需要へ適応させるように再編成しなければならない時期に当面しているわけである。

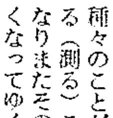

はかる生活

文化が進むにつれて、種々のことがらをはかる（測る）ことが多くなりまたその精度も高くなってゆく。原始時代にあっては、距離をはかるのに歩巾ではかるか、両手を開げたその長さ位で充分ことがたりたと思われる。今ではメートルの原器さえ信用できぬとあって、光の波長が長さの基準となりつつある。私達の職業で農業は最もはかることが遅れており、また精度もひくい。一例をあげればうね巾を決めるときは目分量か鍬の柄の長さ或は歩巾位ではかれるが、時計ができて分単位ならどこの家でもはかる。農業では腹かげんの場合がしばしばある。或る種の仕事にあっては、一秒の幾千分の一或は幾万分の一が必要であるから、原始時計さえ用いられている。これを用いれば地球の自転の早さのくるいがわかるとは大したものである。今までは地球が太陽を一周する速さが時間の基準であった。一国の文化が技術が進む為にはなにごとによらずはかることになれ、そして精度をあげなくてはならない。耕耘機の部品が破損しても買ってきてすぐ取換えがきくのは各部の寸法が正確にできているからである。世界でもドイツ人は何ごとによらず規則を作りそしてはからないと承知しない国民性を持っているから、世界に冠たる科学を持つようになった。

日本人は手先の器用なのとかんが割合よく働くので目分量のいわゆるかんの仕事にかけては天下一品であるから、或程度までは、技術的にすぐ進めるが、世界的となるとなかなかむつかしい。ごく簡単な例であるが或る飴屋の味がなんとも言えぬ味があるのでよくしらべてみるとそこの主人が飴を煮るとき温度計を飴の中に入れて六十度の温度を保っていただけである。

よく言われることに、「机の上の理論と実地とは違うから駄目だ」然しこれは、理論が間違っている為であって、正しい理論なら、理論と実地は正確に一致するはずである。理論的に科学的に技術を身に付けてうえの「かん」ならよいが、いきなりの「かん」はやめてまずはかる生活に皆がなれ、そして日本を科学の先進国にしたいものだ。

鉄空（ロケット）

産業

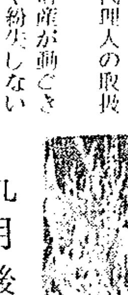

九月後半に注意

稲の病害虫発生予報

県農業試験場では、さきに九月の病害虫発生予報を行なったが、九月後半に心配されるもの次のとおり。

葉イモチ＝平年並み、少ない目だが、九月後半の不良天候で快復がおくれ、穂イモチの発生を助長する心配がある

穂イモチ＝平年並みで諸種の状況から多発性は予想されないが、出穂のおくれる晩稲では九月後半の不良天候に出穂期が相偶するため十分注意する必要がある。

白葉枯れ病＝平年並み。台風または暴風雨の影響を受けないかぎり、平年以下の発生が予想される。しかし台風は一～二回予想されており、また九月後半の不良天候で広がり平年並みの発生となる見込。

紋枯れ病＝平年並みかやや多い。現在の状況から多発性は予想されないが、九月の気温は高目であり、台風による倒伏と九月後半の不良天候などで後期発生量が増大する心配がある。

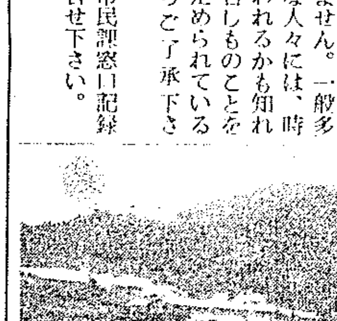

補償ほとんど妥結

穴内川ダムの被害実地黒滝

穴内川ダム建設計画は、上倉地区黒滝の人たちを動揺させ、とくに個人補償問題が難航していたが最近四年ぶりにほとんど妥結し、早いものは、家屋を撤去し移住を始めた。また残る人たちは、先月黒滝小学校で立退く人たちのため、こころこもる送別会を開いて別れをおしみ、記念の掛け時計を贈って故山をしのぶよすがとした。

こうして部落はさびしくなるが、たたみ重なる山波に囲まれた水郷の観光地建設にはげむことになっているなお水没家屋は二十三戸、三十世帯。農地、山林などの被害約三十二ヘクタールといわれる。

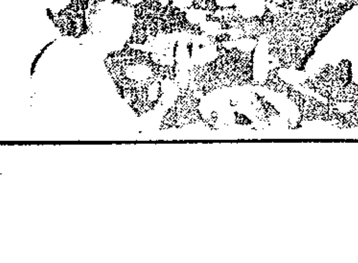

写真は黒滝小学校で開かれた送別宴とダム建設現場の下流に建設された募務者住宅の一部